

# 幼児教育・保育の無償化のご案内 (認可外保育施設等)

この案内書は、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も含む）を利用する（又は利用を予定する）川口市在住の保護者の方を対象として「幼児教育・保育の無償化」の内容について掲載しているものです。

保護者の方が行う手続きについてもご案内していますので、内容をご確認のうえ、必要となる手続きを行ってください。



川口市無償化 HP  
QRコード

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 幼児教育・保育の無償化の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、認可外保育施設等を利用した場合に負担する利用料について、市から施設等利用費の支給を受けることができるものです。

### (2) 施設等利用給付認定の区分と認定の基準

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて3つに区分されていますが、認可外保育施設等を利用する場合において必要となる認定は2号認定又は3号認定となりますので、この案内書では1号認定を省略しています。

認定区分	認定の基準
2号認定	<p>次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している</li> <li>認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）</li> </ul>
3号認定	<p>次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定希望日において、お子さんが0歳～2歳である又は満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない</li> <li>認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）</li> <li>申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である</li> </ul> <p>※4～8月は前年度、9～3月は当該年度の市民税額に基づく。 ※市民税額は住宅借入金等特別控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。</p> <p>※次の①～③全てに該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算します。</p> <p>①対象児童の保護者（父母）の市区町村民額が非課税である。</p> <p>②祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を仕送りしている等）。</p> <p>③対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっている。</p>

#### ～留意事項～

施設等利用費の支給を受けるために必要となる「施設等利用給付認定」と保育所や地域型保育事業所を利用するためには必要となる「教育・保育給付認定」は別の認定となりますので、ご注意ください。

【 施設等利用給付認定 ≠ 教育・保育給付認定 】

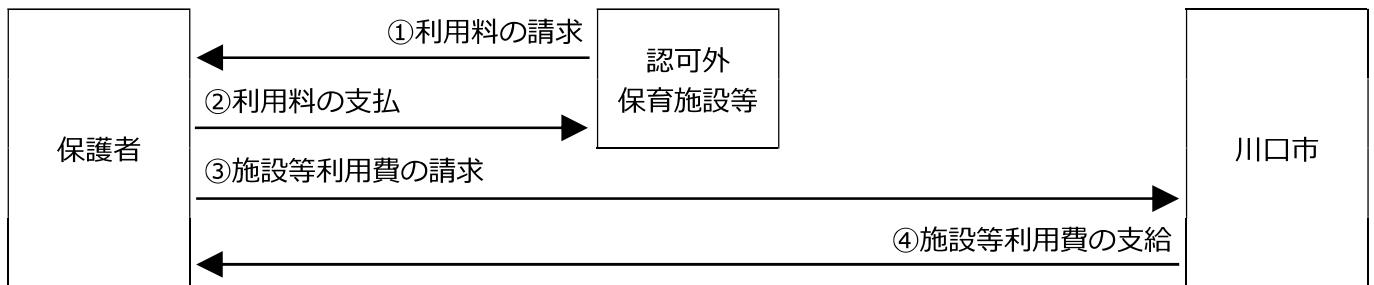
### (3) 施設等利用費の支給内容

施設等利用費の支給額は右表のとおりです。なお、記載されている額は、1か月あたりの上限額であり、実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。また、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

認定区分	施設等利用費の支給額
2号認定	37,000円
3号認定	42,000円

### (4) 施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、保護者が認可外保育施設等に対し、利用料を支払った後、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法（償還払い）になります。



## 2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

### 施設等利用給付認定の申請に必要となる書類

必要となる書類は、下表のとおりです。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）	備考
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類	非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）	

保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

なお、施設等利用給付認定申請後、①保育が必要な事由に変更がある場合、もしくは②世帯構成が変わる場合は変更申請の手続きが必要となります。変更申請時は施設等利用給付認定申請書ではなく、施設等利用給付認定変更申請書が必要となります。

■家庭の状況に応じて提出が必要となる書類（※該当する場合のみ提出が必要となります）

家庭の状況	必要となる書類	留意事項
母子・父子家庭である	・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写し	<p>※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。なお、6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。</p> <p>※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の写しを提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。</p> <p>※現に同居している場合（住民票が同一の場合を含む）は、母子・父子家庭とは認められません。</p>
保護者が外国籍である	・在留カード等の写し（両面）	<p>※保育が必要な理由が「就労」「求職活動」の場合のみ、提出してください。</p> <p>※父母共に外国籍の場合、両親分が必要です。</p> <p>※在留資格が「特定活動」の場合は、特定活動の指定書の写しも提出してください。</p>
保護者が離婚を前提に別居している	・離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	<p>※書類が提出できない場合は、父母どちらかのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性を証する書類の提出が必要となります。</p>
生活保護世帯である	・生活保護受給者証の写し	

### 3 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求について

#### （1）認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求時期等

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としていますので、請求期限までに請求を行ってください。

なお、複数期を一括して請求する（例：第1期～第3期分を第3期に請求する）ことも可能ですが、期毎に1枚申請書が必要となります。

※施設等利用給付を受ける権利の消滅時効は、利用月の翌月1日から起算して2年となりますので、その期間内に請求してください。

区分	利用料支払月	提出期限	支給予定月	支給方法
第1期	4月～6月	7月：最終開庁日	8月～9月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月：最終開庁日	11月～12月	
第3期	10月～12月	1月：最終開庁日	2月～3月	
第4期	1月～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が申請可能なものに限る）。

## (2)認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の提出書類

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の提出書類については、下表のとおりです。

提出書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、川口市のホームページからダウンロードしてください。</li><li>2 特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（利用施設が発行する書類） ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記証明書に代わる書類となります。</li><li>3 領収証の写し（利用施設が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。 ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記領収書に代わる書類となります。</li></ol>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4 提出方法について

提出方法	提出方法は持参又は郵送になります。 【持参する場合の提出先】 川口市役所第二庁舎3階 保育幼稚園課（所在地：川口市中青木1丁目5番1号） 【郵送する場合の宛先】 〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 子ども部保育幼稚園課給付係
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先  
川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター  
電話：048-259-9043（直通）

■保育の必要性の事由を証する書類（※父母それぞれの書類が必要となります）

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労状況証明書</li> <li>■法人代表者又は個人事業主である場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・《法人代表者の場合》 ①法人事業概況説明書（又は会社事業概況書「1.総括表」）の1枚目及び2枚目の控えの写し</li> <li>・《個人事業主の場合》 ②青色申告決算書の1枚目及び2枚目（又は収支内訳書）控えの写し</li> </ul> </li> <li>■勤務する会社の代表者が親族である場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・《代表者が配偶者の場合》就労実態申告票</li> <li>・《代表者が配偶者以外》直近3か月分の給与明細の写し</li> </ul> </li> </ul>	<p>※川口市所定の様式を使用してください。</p> <p>※1か月あたり64時間以上の就労が最低基準となります。</p> <p>※内職は、保育の必要性の事由としての「就労」とは認めません。</p> <p>※申請日から起算して3か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※複数の勤務先で就労されている方は、それぞれの勤務先の就労状況証明書が必要です。</p> <p>※開業して間もないなど、やむを得ない理由により①②の書類が提出できない場合は、直近3か月分の収支がわかるもの（請負契約書や受注票等）を提出してください。</p> <p>※法人代表者又は個人事業主である場合、勤務する会社の代表者が親族である場合は、『就労証明書に記載されている収入÷対象月の前々年度の埼玉県最低賃金』で就労時間を算出する。ただし、算出された就労時間が就労状況証明書に記載されている就労時間を超えている場合を除く。</p>
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分のコピーを提出してください。
障害	・障害者手帳の写し	※氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。
病気・怪我	・診断書の写し	<p>※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間が記載されているものが有効です。</p>
同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・看護状況申告書</li> <li>・次の①～④のいずれかの書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>①診断書の写し</li> <li>②入院計画書の写し</li> <li>③介護保険被保険者証の写し</li> <li>④障害者手帳の写し</li> </ul> </li> </ul>	<p>※川口市所定の様式を使用してください。</p> <p>※1か月あたり64時間以上の介護・看護が最低基準となります。</p> <p>※①の診断書、②の入院計画書は、申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。</p> <p>※③介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分のコピーを提出してください。</p> <p>※④障害者手帳は、氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。</p>
求職活動	・求職活動申告書	※川口市所定の様式を使用してください。
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・時間割表</li> <li>・卒業予定日を示す書類の写し</li> </ul>	<p>※1か月あたり64時間以上の就学が最低基準となります。</p> <p>※通信教育は、保育の必要性の事由としての「就学」とは認めません。</p> <p>※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。</p> <p>※時間割表は、1週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。</p> <p>※就学予定の場合は、認定希望日時点で就学可能であることを証する書類（合格通知書等のコピー）を提出してください。</p>

## ■施設等利用給付認定の有効期間

認定の有効期間は、認定事由によって異なり、次のとおりとなります。

※有効期間の記載が複数ある場合は、いずれか短い期間となります。

認定事由	認定区分	認定の有効期間（最長）
就労	2号認定	小学校就学前まで
	3号認定	満3歳に達し、最初の3月31日まで
妊娠・出産	2号認定	ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から小学校就学前まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から満3歳の誕生日の前々日まで イ 出産予定日から起算して6週間前の日が属する月の初日から出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	2・3号認定共通	多胎（双子等）妊娠の場合は、出産予定日から起算して14週間前の日が属する月の初日が認定開始となります。
保護者の疾病・障害	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 保護者の疾病的治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者手帳の有効期間が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳に達し、最初の3月31日まで イ 保護者の疾病的治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 保護者の障害者手帳の有効期間が終了する月の末日まで
同居親族の介護・看護	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 被介護・看護者の疾病的治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者手帳の有効期間が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳に達し、最初の3月31日まで イ 被介護・看護者の疾病的治療等に要する期間が終了する月の末日まで ウ 被介護・看護者の障害者手帳の有効期間が終了する月の末日まで エ 被介護・看護者の介護保険被保険者証の有効期間が終了する月の末日まで
求職活動	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳に達し、最初の3月31日まで イ 効力発生日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで
就学	2号認定	ア 小学校就学前まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
	3号認定	ア 満3歳に達し、最初の3月31日まで イ 卒業（修了）予定日が属する月の末日まで